

# はじまります。「無期転換ルール」

広島労働局 雇用環境・均等室からのお知らせ

無期労働契約への申込権が、いよいよ **本年4月** から本格的に発生します。

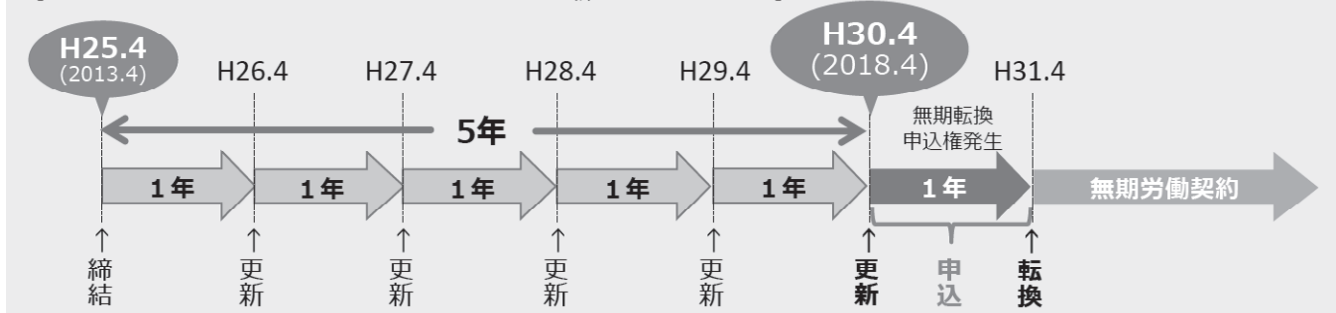
ご準備はお済みですか？

★ 無期転換ルールとは？

有期労働契約が同一事業主のもとで更新されて通算5年を超えたとき、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルール。

（通算5年のカウントは、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象）。

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



## 申出があれば、事業主は拒否できません。

ご注意

無期転換ルールの適用を避けるため、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期労働契約の満了前に事業主が更新年限や更新回数の上限等を一方的に設けたとしても雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。



### ※ キッズウィーク

地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する取組（キッズウィーク）が平成30年度からスタート。子供たちの親を含め働く方々は年次有給休暇を取得しましょう。

仕事と生活の調和を図るために、厚生労働省では、GWや年末年始等を中心に休暇の取得を進める「仕事休もっ化計画」を推進しています。

<具体的な取組>

#### ● プラスワン休暇

土・日、祝日前後の勤務日に年次有給休暇を組み合わせることで連休を実現する。

#### ● 「計画的付与制度」の活用

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた日数について、労使協定を締結することにより計画的に休暇取得日を割り振る「年次有給休暇の計画的付与制度」を活用する。